

平成26年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

《神戸市立図書館指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況								
<p>(1) 指摘事項</p> <p>① 備品管理簿について</p> <p>指定管理者協定書添付の要求水準書では、指定管理者が指定管理料により備品を購入するときは、購入後の備品は本市の所有とし、指定管理者は引き継いだ備品及び指定管理期間中に指定管理料により購入した備品の管理等については、本市が定める備品管理簿を備えて備品を整理すること、とされている。</p> <p>ア 備品管理簿を配付すべきもの</p> <p>市立図書館の物品管理者等は中央図書館に置かれており、各図書館の備品について一括して管理簿を作成している。しかし、指定管理者には備品管理簿を配付していない。</p> <p>指定管理者が管理する備品を明確にするためにも、指定管理者に備品管理簿を配付すべきである。</p>	<p>指定管理者に備品管理簿を配付していなかった原因は、現在の財務会計システムで備品管理簿をプリントアウトすると、中央図書館も含めて全館の備品が同じ備品管理簿にプリントアウトされ、各館ごとの備品を把握できないためであった。</p> <p>改善策として、27年4月16日に財務会計システムからは直接各館ごとにプリントアウトできないため、データを加工して各館に配布した。</p>	<p>措置済</p>								
<p>イ 備品管理簿に記載すべきもの</p> <p>本市物品会計規則では、物品管理者は物品の受領の都度物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならないとされているが、平成25年度中に指定管理者が指定管理料にて購入した備品等について、指定管理者から報告を受けているが備品管理簿に記載していない事例があった。</p> <p>速やかに備品管理簿に記載すべきである。</p> <p>(事例)</p> <table border="1" data-bbox="263 1816 703 1989"> <tbody> <tr> <td data-bbox="263 1816 379 1899">東灘</td> <td data-bbox="379 1816 703 1854">トランシーバー4台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1899 379 1937"></td> <td data-bbox="379 1899 703 1937">ブックトラック4台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1937 379 1989">西</td> <td data-bbox="379 1937 703 1989">閲覧用椅子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1989 379 2018"></td> <td data-bbox="379 1989 703 2018">作業用チェア</td> </tr> </tbody> </table>	東灘	トランシーバー4台		ブックトラック4台	西	閲覧用椅子		作業用チェア	<p>指定管理者が指定管理料で取得した備品を備品管理簿に記載していなかった原因は、指定管理者が、修繕費による買い替え修繕で取得した備品について、中央図書館に報告があった際、備品管理簿への記載について失念していたためであった。</p> <p>このため、改善措置として、27年1月8日備品管理簿に登載していない備品がないか、改めて全館に確認のための調査を行い、指摘の備品を含め、27年4月9日備品管理簿への登載を完了した。</p>	<p>措置済</p>
東灘	トランシーバー4台									
	ブックトラック4台									
西	閲覧用椅子									
	作業用チェア									

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>② 行政財産の目的外使用許可を行うべきもの</p> <p>東灘図書館では、ポプラディアネット（こどものためのインターネット百科事典）を導入しており、プリントアウトを行うコピー機を指定管理者が独自に設置しているが、行政財産の目的外使用許可は行っておらず、設置にかかる使用料の徴収も行っていない。</p> <p>行政財産の目的外使用許可を行うなど適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>東灘図書館のポプラディアネット専用のコピー機設置にかかる目的外使用許可を行っていなかった原因は、平成25年9月の新東灘図書館移転時に、指定管理者から目的外使用許可申請が出ておらず、中央図書館としても気付かなかったためであった。</p> <p>改善措置として、遡及して指定管理者から目的外使用許可申請を提出させ、指定管理者に使用料を請求した。</p>	措置済
<p>(2) 意見</p> <p>① 共同事業体協定書について</p> <p>ア 共同事業体協定書における構成員の責任の割合について</p> <p>公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアルによると、指定管理者が共同事業体形式をとる場合、共同事業体内部での責任を明確に規定する必要があるため、指定管理者から提出させる共同事業体協定書には、構成員の役割分担及び責任分担等を明記することとされている。</p> <p>東灘、兵庫、北・北神分館、新長田の各図書館の指定管理者からそれぞれ提出された共同事業体協定書では、構成員の職務分担について、別記の職務分担表に基づき職務を分担すると記載されているが、職務分担表がなかった。また、決算で生じた利益金や欠損金に係る各構成員の配当及び負担の割合については、共同事業体協定書に規定する責任の割合による、としているが、共同事業体協定書においては、構成員は事業体に連帯して責任を負うと記載されているだけであった。</p> <p>共同事業体内部の責任を明確にするために、本市所管局は、職務分担表の提出や共同事業体協定書への欠損金等の構成員間における負担割合の明記を求められたい。</p>	<p>指定管理者が共同事業体の場合に必要な共同事業体協定書に構成員の職務分担表と負担割合について記載がなかった原因は、東灘、兵庫、北・北神分館、新長田の各図書館の応募資料の確認時に、職務分担表や負担割合の確認が漏れていたためであった。</p> <p>改善措置として、次回の27年度の公募時には、共同企業体協定書への職務分担表の添付とともに、構成員間における負担割合を明記したものを提出させる。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>イ 別口預金口座について</p> <p>共同事業体協定書では、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとしてされているが、兵庫、北・北神分館図書館の指定管理者においては別口預金口座ではなく、代表者の会社の通常の口座で取引しているとのことであった。</p> <p>別口預金口座により適切に管理させるべきである。</p>	<p>共同企業体協定書どおり代表者名義の別口預金口座を設けていなかった原因は、指定管理者が、指定管理第1期から会社の通常の口座を振込口座として会計室に債権者登録していたためであった。</p> <p>改善措置として、指定管理者には、27年度の指定管理料の振込から、別口預金口座を債権者登録するよう指示し、既に専用の別口預金口座を開設済である。</p>	<p>措置済</p>